

第1章 総則

〈名称〉

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 あいのさとやすらぎ と称する。

〈事務所〉

第2条 この法人は、主たる事務所を北海道札幌市に置く。

第2章 目的及び事業

〈目的〉

第3条 この法人は、一般市民を対象として市民が楽しみながら農業にふれ、耕作し、学ぶことにより、農業・食への理解を深めること、親子参加の野外活動や農業体験事業を行い、農風景を未来へ伝えていく事を目的としています。／

〈特定非営利活動の種類〉

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) 子どもの健全育成を図る活動

〈事業〉

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係わる事業として、次の事業を行う。

- (1) 農業体験学習会開催事業
- (2) 食育のための農業体験事業
- (3) 親子参加の野外教育事業

第3章 会員

〈種別〉

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 協力会員 この法人の目的に賛同し協力するために入会した個人及び団体

〈入会〉

第7条 1 会員の入会については、特に定めない。
2 会員として入会しようとするものは、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとし、代表理事は正当な~~わけ~~^{理由}がない限り、入会を認めなければならない。
3 代表理事は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

〈会費〉

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

〈会員の資格の喪失〉

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

〈退会〉

第10条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

〈除名〉

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は、目的に反する行為をしたとき。

〈抛出金品の不返還〉

第12条 既納の会費及び、その他の抛出金品は返還しない。

第4章 役員及び職員

〈種別及び定数〉

第13条 1 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上 10人以内
- (2) 監事 1人以上 2人以内

2 理事のうち1人を代表理事とし、2人以内を副代表理事とする。

〈選任等〉

第14条 1 理事及び監事は、総会において選出する。

2 代表理事及び副代表理事は、理事の互選とする。

3 役員の内には、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を越えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を越えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

〈職務〉

第15条 1 代表理事は、この法人を代表し、その業務を統轄する。

2 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故あるとき又は代表理事が欠けたときは、代表理事が予め指定した順序によって、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基き、この法人

の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

〈任期等〉

- 第16条
- 1 役員任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。
 - 2 前項の規定に関わらず後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
 - 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期残存期間とする。
 - 4 役員は、辞任又は任期満了後においても後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

〈欠員補充〉

- 第17条 理事又は監事のうちその定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

〈解任〉

- 第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決によりこれを解任することができる。この場合には、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) 心身の故障のため、業務の遂行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反、その他役員として相応しくない行為があったとき。

〈報酬等〉

- 第19条
- 1 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受け取ることができる。
 - 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
 - 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て代表理事が別に定める。

〈職員〉

- 第20条
- 1 この法人に事務局長、その他の職員を置くことができる。
 - 2 職員は、代表理事が任免する。

第5章 総会

〈種別〉

- 第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

〈構成〉

第 22 条 総会は、正会員をもって構成する。

〈権能〉

第 23 条 総会は、以下の事項について決議する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員を選任及び解任、職務及び報酬
- (7) 会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 50 条において同じ。）その他の新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

〈開催〉

第 24 条 1 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め召集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって召集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 4 項第 4 号の規定により監事から召集があったとき。

〈召集〉

第 25 条 1 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、代表理事が召集する。

2 代表理事は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

〈議長〉

第 26 条 総会の議長は、その総会において出席した正会員の中から選出する。

〈定足数〉

第 27 条 総会は、正会員の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

〈議決〉

第 28 条 1 総会における議決事項は第 25 条第 3 項の規定によって予め通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

〈表決権等〉

第 29 条 1 各正会員の表決権は平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、予め通知された事項について書面若しくは電子メールをもって表決し又は、他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条次条第1項第2項及び第51条の適用については総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

〈議事録〉

- 第30条 1 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電子メールによる表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名捺印しなければならない。

第6章 理事会

〈構成〉

- 第31条 理事会は、理事をもって構成する。

〈権能〉

- 第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか次の事項を議決する。
- (1) 総会に付議すべき事項
 - (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
 - (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

〈開催〉

- 第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
 - (2) 理事総数の5分の1以上から会議目的である事項を記載した書面をもって召集の請求があったとき。
 - (3) 第15条第4項第5号の規定により監事から召集の請求があったとき。

〈召集〉

- 第34条 1 理事会は、代表理事が召集する。
- 2 代表理事は、前条第2号及びに第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を召集しなければならない。
 - 3 理事会を召集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

〈議長〉

第 35 条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

〈議決〉

- 第 36 条 1 理事会における議決事項は、第 34 条第 3 項の規定によって予め通知した事項とする。
- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

〈表決権等〉

- 第 37 条 1 各理事の表決権は平等なるものとする。
- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、予め通知された事項について書面若しくは電子メールをもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、次条第 1 項第 2 項の適用については理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

〈議事録〉

- 第 38 条 1 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数及び出席者氏名（書面又は電子メールによる表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名捺印しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

〈資産の構成〉

- 第 39 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。
- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
 - (2) 会費
 - (3) 寄付金品
 - (4) 財産から生じる収益
 - (5) 事業に伴う収益
 - (6) その他の収益

〈資産の区分〉

第 40 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係わる事業に関する資産の 1 種とする。

〈資産の管理〉

第41条 この法人資産は、代表理事が管理し、その方法は総会の議決を経て代表理事が別に定める。

〈会計の原則〉

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

〈会計の区分〉

第43条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

〈事業計画及び予算〉

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、代表理事が作成し総会の議決を得なければならない。

〈暫定予算〉

第45条 1 前条の規定にかかわらずやむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は理事会の議決を経て予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

〈予備費の設定及び使用〉

第46条 1 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

〈予算の追加及び更正〉

第47条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て既定予算の追加又は更正をすることができる。

〈事業報告及び決算〉

第48条 1 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに代表理事が作成し、監事の監査を受け総会の議決をへなければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

〈事業年度〉

第49条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

〈臨機の措置〉

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入、その他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

〈定款の変更〉

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の2分の1以上の多数による議決を経、かつ法第25条第3項に規定する事項については所轄庁の認証を得なければならない。

〈解散〉

- 第 52 条 1 この法人は、次に掲げる事由により解散する。
- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続き開始の決定[✓]
 - (6) 所轄庁による設立の認証取消し[✓]
- 2 前項第 1 号の事由により、この法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。
- 3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

〈残余財産の帰属〉

- 第 53 条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げるもののうち総会において出席した正会員の半数以上の議決を得て選定された国又は地方公共団体に譲渡するものとする。

〈合併〉

- 第 54 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ所轄庁の認証をえなければならない。

第 9 章 公告の方法

〈公告の方法〉

- 第 55 条 この法人の公告は、この法人の掲示板に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第 10 章 雑則

〈細則〉

- 第 56 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て代表理事がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の設立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当時の役員は、次に掲げる者とする。

代表理事	林	健
理 事	鈴木	ひろみ
理 事	佐々木	悟史
理 事	大沼	貢規
理 事	仙石	一樹
理 事	北	健一
理 事	武田	哲
理 事	武田	敦子
理 事	高橋 [✓]	健二
理 事	前野	恵美
監 事	花岡	史実

- 3 この法人の設立当初の役員[✓]の任期は、第16条第1項の規定に係わらず、成立の日から、平成29年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第44条の規定に係わらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定に係わらず、成立の日から、平成28年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定に係わらず、次に挙げる額とする。

(1) 正会員

*個人会員 年会費： 5,000円

(2) 協力会員

*個人会員 年会費： 5,000円

*団体会員 年会費：50,000円